

令和 7 年度空中写真整備業務仕様書

第 1 総則

1 適用範囲

本仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が発注する令和 7 年度空中写真整備業務（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）について必要な事項を定めたものである。

2 目的

本業務は、林野地域において、航空機を用いて空中写真撮影を行うとともに、モデル（隣接する 1 対の空中写真）を単位とする地上解像度 3 2 センチメートル以内のデジタルオルソを作成し、運用中の鳥取県森林クラウドシステム及びとっとり WEB マップ（鳥取県地理情報公開システム）の背景図として使用し、地域森林計画樹立、林道等路網計画、森林施業の集約等の各種業務の効率化及び県民への地理情報公開に資することを目的とする。

3 業務期間

本業務の業務期間は、契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日までとする。

第 2 基本事項

1 業務着手時の提出書類等

(1) 乙は、速やかに業務着手届、業務実施計画書、業務工程表、管理技術者届及び経歴書、主任技術者届及び経歴書並びに照査技術者届及び経歴書を甲に提出しなければならない。

(2) 業務実施計画書には次の項目について記載するものとする。

ア 作業機関の名称

イ 撮影地区名及び指定番号

ウ 作業担当者（管理技術者、主任技術者、照査技術者、各作業担当者等）の氏名及び連絡先

エ 撮影基地及び撮影班の編成（連絡先及び連絡方法を記載すること。）

オ 作業機材及びその点検結果

カ 作業方法

キ 作業順序

ク 作業工程ごとの作業予定期間

ケ 撮影飛行の判断基準及び撮影実施の判断基準

コ 撮影計画を記載した図面（縮尺 2 0 万分の 1）

サ その他甲が指示するもの

2 技術者の資格等

本業務に従事する管理技術者は、本業務に係る委託契約書に掲げる責務を履行し、技術上の管理、推進を行うものとし、選任する管理技術者は本業務に係る十分な実務経験を有する者とする。

また、管理技術者は、測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 4 9 条で定める測量士の資格保有者であり、かつ、同種の業務実績を有する者とする。

その他、乙は、測量士以外の者を主任技術者及び照査技術者として作業に従事させてはならない。

3 打合せ協議簿

乙は、甲と協議又は打合せを行ったときは、その都度、打合せ協議簿を作成し、相互に確認するものとする。

4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書の定めによるほか、以下の関係法令等に準拠して行うものとするが、詳細については、甲と乙にて協議を行い決定するものとする。

(1) 航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）

- (2) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (3) 測量法施行令（昭和24年政令第322号）
- (4) 作業規程の準則（平成20年3月31日付国土交通省告示第413号）
- (5) 鳥取県民有林空中写真作業規程（平成24年3月26日付国国地第596号国土交通大臣通知。以下「規程」という。）
- (6) 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書（林野庁、平成30年3月）
- (7) その他関係法令

5 権利義務の譲渡等の禁止

乙は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

6 再委託の禁止

- (1) 乙は、甲の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 甲は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 乙は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負わせなければならない。

7 守秘事項等

- (1) 乙は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 乙は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 乙は、本業務に従事する者並びに6の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 甲は、乙が(1)から(3)の規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙に対し、本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- (5) (1)から(4)の規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

8 目的外使用等の禁止

乙は、本業務に必要な情報等について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

また、乙は、本業務の成果物を甲の承認を得ずに、甲への納品用途以外に利用してはならない。

9 資料提供

乙は、甲から提供を受けた資料等について、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は本業務遂行上不要となった場合は、遅滞なく甲に返還し、又は甲の指示に従った処分を行うものとする。

10 特許権等の使用

乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担する。

11 委託業務の調査等

甲は、必要があると認めるときは、乙の本業務の履行状況について調査し、甲の職員を立ち合わせ、乙に報告を求めることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

12 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

乙は、本業務の履行内容が仕様書又は甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

1 3 事故等発生時の対応義務

- (1) 乙は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。
- (2) (1) の場合において、乙は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について甲と協議する。

1 4 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（1 5（1）又は（2）に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

1 5 第三者に及ぼした損害

- (1) 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- (2) (1) の規定にかかわらず、(1) に規定する賠償額のうち、甲のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。
- (3) (1) 及び (2) の場合、その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たる。

1 6 責任の制限

甲乙双方の責めに帰することのできない理由により、乙が本業務に係る契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、乙は、当該部分についての義務の履行を免れ、甲は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。

1 7 業務の中止

甲は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

1 8 追完請求権

- (1) 甲は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本業務に係る契約で定める内容に適合しないものであるときは、乙に対して相当の期間を定めて甲の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1) の規定により甲が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、甲が乙に対して行う損害賠償の請求及び本業務に係る契約の解除を妨げるものではない。

1 9 任意解除

- (1) 甲は、2 0 又は 2 1 の規定によるほか、必要があるときは、本業務に係る契約を解除することができる。
- (2) 甲は、(1) の規定により本業務に係る契約を解除する場合、契約解除の 1 月前までに文書により乙に通知する。この場合において、乙に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、甲乙協議して定める。

2 0 催告による解除

- (1) 甲は、乙がアからエのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本業務に係る契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

ウ 正当な理由なく、18(1)の履行の追完がなされないとき。

エ アからウに掲げる場合のほか、本業務に係る契約に違反したとき。

- (2) 乙は、(1)の規定により本業務に係る契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

21 催告によらない解除

- (1) 甲は、乙がアからキのいずれかに該当するときは、直ちに本業務に係る契約を解除することができる。

ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。

イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

エ アからウに掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が20(1)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

オ 乙又はその代理人若しくは使用人が本業務に係る契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

- (2) 乙は、(1)の規定により本業務に係る契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

22 解除の制限

20(1)アからエ及び21(1)アからエまでの規定に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、20及び21の規定による本業務に係る契約の解除をすることができない。

2 3 賠償の予定

乙が2 1 (1) オに該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲が本業務に係る契約を解除するか否かを問わず、乙は、賠償金として委託料の額の1 0 分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 4 個人情報の保護

(1) 乙は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(2) 乙は、6の規定により本業務を甲の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

2 5 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

2 6 本業務及び仕様書遵守に要する経費

本業務及び本仕様書を遵守するために要する経費は、全て乙の負担とする。

2 7 報告の義務

本業務の業務期間中、乙は、撮影状況等の本業務の進捗状況を原則として毎週電子メールで甲に報告するものとし、必要に応じて甲に報告書を提出するものとする。

2 8 助言等

本業務の業務期間中、乙は甲のアドバイザーとして適切な助言を与えるとともに、甲が疑問点の回答又は必要な資料を求めた場合は、迅速に対処し、回答又は資料提供を行うこと。

2 9 契約外の事項

本仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義の生じた事項については、甲乙協議して定める。

第3 空中写真撮影

1 撮影縮尺等

本業務における空中写真撮影に必要な各種項目については次のとおりとする。

(1) 指 定 番 号 C 2 5 - 0 4

(2) 撮影地区名 第5鳥取(鳥取市(旧用瀬町、佐治村を除く)、岩美町、八頭町(旧郡家町))

(3) 撮 影 種 別 カラー撮影

(4) 地上解像度 3 2センチメートル以内

(5) 撮 影 面 積 8 1 2平方キロメートル

(6) 撮 影 区 域 別紙令和7年度空中写真撮影区域図を参照

2 計画準備

当該撮影地区の範囲を網羅するように撮影計画し、GNSS 基準局として利用する電子基準点と精度検証に必要な検証点の配置を決定すること。

(1) 地上解像度は基準面に対して原則3 2センチメートル以内とする。

(2) 隣接空中写真間の重複度は、同一コースにおいては6 0パーセント、隣接するコース相互においては、3 0パーセントを原則とする。ただし、地形の高低によりやむを得ない場合には、前者は5 5パーセント以上、後者は1 0パーセント以上とすることができる。

(3) 撮影方向は、東西又は南北方向を標準とする。

(4) GNSS 基準局は、近隣の電子基準点(1秒間隔データ)を使用し、1 コースの撮影距離が5 0キロメートル以上の場合、複数の基準局を配置する。

(5) 検証点の配置は、撮影範囲の「各地区の4隅と中心部」に各1点(計5点)の地上調整点を設置することを原則とし、必要に応じて地上基準点を設置し、GNSS/IMU の精度検証を実施する。
なお、撮影日が異なる場合、精度を確保できる検証点の配置と点数とする。

(6) 座標系は、平面直角座標系(世界測地系)とする。

3 空中写真撮影

空中写真の撮影においては、雪期、新緑期、紅葉期、落葉期を除いた深緑期（原則6月から10月）に実施し、気象状況・衛星の配置状況を考慮しながら実施すること。

また、次の事項に留意して行い、満たしていないと判断される場合は、再撮影を検討すること。

- (1) 影、ハレーション等が比較的少ない気象状態が良好な時期に撮影を行うこと。
- (2) GNSS 衛星の配置が良好な時に撮影を行うこと。
- (3) 画像の地物が判別でき、実体と同じ程度の明色度・明彩度を有していること。
- (4) 使用する航空カメラは、GNSS/IMU 装置付きデジタル航空カメラであること。
- (5) 撮影開始前後に直線飛行と8の字飛行を行うこと。
- (6) 撮影高度は、等高度であるよう努めること。
- (7) 写真画面の水平面に対する傾斜角は、水平であるよう努めるものとし、やむを得ない場合においても5度以内であること。
- (8) 写真画面の飛行方向に対する偏流角は、これが生じないよう努めるものとし、やむを得ない場合においても10度以内であること。

4 画像処理及びGNSS/IMU 解析

(1) 画像処理

ア デジタル航空カメラの各種センサーにより撮影したデータを基に、各種専用ソフトを使用して画像処理作業を行い、フルカラー24ビット（R、G、B×各色8ビット）のカラー合成画像を作成すること。

イ 近赤外の画像を作成すること。

また、色調補正等を行わないものとする。

ウ 撮影条件の違いによる画像の色調補正を行うこと。

(2) GNSS/IMU 解析処理

デジタル航空カメラ、GNSS 機器と IMU から取得したデータと、地上で取得した GNSS 基準局のデータを利用して解析を行い、軌跡解析結果から撮影した時の写真主点の水平位置、高さと3軸の傾きを算出するものとする。

5 精度管理

(1) 撮影の精度管理

ア ハレーション、雲影等の画像の品質検査を行うこと。

イ 撮影の対地高度、撮影縮尺、写真相互の重複度、コース相互の重複度、傾斜角、コースずれ等を検査すること。

ウ GNSS/IMU から求めた外部標定要素について、地上検証点を使用して検査すること。

エ 検証点の精度は、水平位置及び標高の標準偏差が0.2メートル以内となるようにし、スタティック法又は単点観測法により設置するものとする。

オ GNSS/IMU の成果を初期値とした同時調整は、規程を準用して行うこと。

(2) GNSS/IMU の検証

GNSS/IMU の解析処理結果の検証は、規程を準用して行うこと。

(3) 標高データの取得

ア ステレオマッチング法により20メートル以内の間隔で、標高データを取得すること。

イ 急傾斜地や陰影部による mismatching の補正は、ブレイクライン等により補正すること。

ウ 標高点の精度基準は、2.5メートル以内を標準とする。

6 要求品質

空中写真製品に必要な要求品質は次のとおりとする。

なお、要求品質を満たしていない場合は再点検・再撮影を行い修正し、再度検査を行うこと。

- (1) ハレーション、雲影等による実体空白部を生じていないこと。位置正確度に影響を与える歪が無いこと。
- (2) 計画撮影高度からのずれは5パーセント以内であること。

- (3) 直接定位データの点検を行い、撮影コース上で、PDOP 値が3以下、最小衛星数が5以上であること。
- (4) 基準点残差は、水平位置較差1. 50メートル以内、標準較差1. 00メートル以内であること（全調整点を固定して同時調整計算を行った際の基準点残差）。

7 精度分析

乙は成果品を納入する前に、次に定める基準を満たす精度分析を実施する機関（以下「精度分析機関」という。）の精度分析検査を受けなければならない。精度分析の結果が、要求する品質に達するまで、確認・修正を行うこと。精度分析機関は、乙以外の外部第三者とすること。

- (1) 精度分析作業に必要な機器を保有していること。
- (2) 森林地帯における写真測量作業の経験が豊富であること。
- (3) 林業技士または森林技術士の資格を有する者を保有していること。
- (4) おおむね10以上の写真測量に関する実務経験を積んだ専門的な技術者を保有していること。

なお、撮影作業を開始する前に、精度分析機関について上記各号に該当することを書面によって報告し、承認を受けること。提出する書類（書面）は、任意の様式とするが、参考までに、報告事項を次に例示する。

- ア 測量成果検定基準（林野庁測定規程付録3）の成果の種類別に対応する機器の保有状況
- イ 契約書の写し等
- ウ 資格者名簿等及び実務経験履歴を示すもの

第4 デジタルオルソ作成

1 デジタルオルソ作成

空中写真画像データを使用してデジタルオルソを作成するものとする。

- (1) 地上解像度は32センチメートル以内とする。
- (2) 図郭サイズは、国土基本図図郭（5千分の1）に準拠した図郭単位を1ファイルとする。
- (3) データは、地上解像度32センチメートル以内によるGeoTIFF形式にて、電子媒体に格納するとともに、位置情報としてワールドファイルを格納するものとする。

なお、データのファイル名は「ap_国土基本図図郭分割番号.tif」（例 ap_05LC73.tif）とする。

- (4) モザイク処理は、自動モザイク処理として画像間の継ぎ目は適度なフェザリング処理を施すこと。
- (5) 画像間及び図郭間で著しい色調の違いが出ないように色調補正を行うこと。
- (6) 水平位置精度は、5. 0メートル以内を原則とする。
- (7) 座標系は、平面直角座標系（世界測地系）とする。

2 精度検査

(1) 位置精度

現地検証点（GCP 点）と作成されたデジタルオルソ画像の位置精度検査を行うこと。

(2) 画像データの検査

デジタルオルソ画像のファイル仕様・画質等の検査を行うこと。

3 要求品質

デジタルオルソデータに必要な要求品質は次のとおりとする。

なお、要求品質を満たしていない場合は再点検を行い修正し、再度検査を行うこと。

- (1) データファイルの過剰及び漏れがないこと。
- (2) 画像の地物が判別できる明色度と実体と同程度の明彩度を有していること。

第5 成果品等

1 成果品

乙が甲へ納入する成果品は次のとおりとする。

なお、成果品は電子媒体（HDD）により正副２部納品すること。

(1) デジタルオルソ画像データ

ア デジタルオルソ画像（２４ビット非圧縮、GeoTIFF 形式）

イ ワールドファイル（位置情報ファイル）

(2) 空中写真画像データ

ア 空中写真画像データ（２４ビット非圧縮、TIFF 形式）

イ 近赤外画像（８ビット非圧縮、TIFF 形式）とする。

(3) 標高データ

グリッド間隔２０メートル以内のテキストデータ

(4) 索引図（標定図）

地形図、基本図図郭、対象区域、撮影コース、撮影日などの情報を含む縮尺２０万分の１の索引図とする。

なお、デジタルオルソ画像データ毎の写真コース及び写真番号と撮影日の分かるリストを添付すること。

(5) 空中写真撮影成果簿（記録簿及び精度管理表）

(6) GNSS/IMU 成果（外部標定要素及び精度管理表）

(7) 地上検証点明細表及び精度管理表

(8) 品質評価書

(9) 作業報告書

(10) 精度分析機関精度分析表（品質評価書）

(11) 国土地理院提出用資料一式

ア 出力図（サンプルデータ１部、図歴等に世界測地系であることを明記すること。）

イ 実施一覧図

ウ 精度管理表

エ メタデータ

オ 精度分析機関精度分析表（品質評価書）

(12) その他甲が必要と認める資料

2 納入期限

乙は、甲に成果品を令和８年２月２７日（金）までに納入することとする。

3 完了報告及び検査

乙は、本業務を完了したときは、成果品と併せて、甲に業務完了報告書を提出し、甲の検査を受けるものとする。

4 納入場所

納入場所は、鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課とする。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実

施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。